

## 山口大学異分野融合研究実践型博士後期課程学生育成プロジェクト

### 2025年度(令和7年度)10月募集要項

#### 1. 趣旨

博士後期課程学生は、我が国の将来を左右する重要かつ大切な人材であり、第6期科学技術・イノベーション基本計画において記載されているSociety 5.0の実現に不可欠な様々な技術開発や総合知の源です。さらに同基本計画の柱でもある「イノベーション創出」においても重要な役割を果たすことが期待されています。そのために博士後期課程学生には、必要な能力を涵養すると共に、身につけた能力を実践する場に出ること(例 インターンシップ、海外研修など)が求められています。

本プロジェクトでは、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接関わる意思を持つ優れた博士後期課程学生を選抜し、その生活費相当額及び研究費を支援します。選抜された学生は、『やまぐち未来創発塾』の塾生として、塾が提供する各種教育プログラム(やまぐち未来創発塾開講プログラム)を受講することや、異分野融合研究のきっかけやトランスファラブルスキル涵養の実践の場となることを目的としたシン・文殊グループ活動に積極的に参加することが必須となっています(詳細は、別紙参照)。

なお、本プロジェクトは、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という。))「次世代研究者挑戦的研究プログラム」事業の採択を受け実施するものです。

#### 2. 対象学生

令和7年10月に新たに山口大学の医学系研究科(医学博士課程又は博士後期課程)、創成科学研究科(博士後期課程)、東アジア研究科及び共同獣医学研究科(以下、「博士後期課程」という。)に入学または進学予定の者あるいは、本塾の欠員募集の条件に合致する者(\*1)であり、かつ、博士後期課程修了後、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接関わる強い意思を持つ者

(\*1) 本塾の支援対象から外れた者(欠員)を補充するため、博士2年生、博士3年生も申請可能である。この場合、支援期間は残りの在学可能期間となる。ただし、標準修業年限(3年制博士なら3年間、4年制博士なら4年間)からの残りの在学可能期間が半年以下の者は除く。

以下の項目に該当する者は、対象となりません。

- (1) 国費外国人留学生又は母国から奨学金等の支援を受ける留学生
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (3) 社会人学生等生活費相当額として十分な水準で、給与・役員報酬等の安定的な収入(目安 240万円/年以上)を得ている者
- (4) その他、JSTや山口大学の規定により支援対象とならない者

### 3. 採択予定数

新規採用人数は全体で合計2名程度

| 対象者             | 入学年月     |          |          |          |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
|                 | 2025年10月 | 2024年10月 | 2023年10月 | 2022年10月 |
|                 | 支援年数     |          |          |          |
| 3年制博士後期課程(博士課程) | 3年間      | 2年間      | 1年間      |          |
| 4年制博士課程         | 4年間      | 3年間      | 2年間      | 1年間      |

※Ⅰ 制度の主旨から、標準修業年限が残り半年の方(10月入学の3年生(3年制博士課程の場合)、あるいは10月入学の4年生(4年制博士課程の場合))は、対象としません。

### 4. 採択期間

上表で支援年数            1年間:2025年10月1日～2026年9月30日  
                                 2年間:2025年10月1日～2027年9月30日  
                                 3年間:2025年10月1日～2028年9月30日  
                                 4年間:2025年10月1日～2029年9月30日

### 5. 生活費相当額及び研究費

2025年度の支給予定額は以下のとおりです。

(1) 生活費相当額:114万円/半年分(予定)

(2) 研究費:15万円/半年分

※応募書類の研究内容などを精査し、追加配分することがあります。

(3) その他

シン・文殊グループから提案のあった異分野融合研究テーマにプロジェクト経費として、1件あたり最大30万円/年を支給します。

※ なお、予算の状況により増減することがあります。

### 6. 申請書類

申請書(様式Ⅰ)

### 7. 提出方法

(1) 申請書(様式Ⅰ)は、2025年8月19日(火)12時厳守で各研究科担当係へメールにより提出してください。なお、ファイルは、必ずPDFファイルに変換のうえ(形式などが崩れていないことを確認のこと)、ファイル名を「学籍番号(半角数字)氏名\_01申請書」(例 2100010012山口太郎\_01申請書)としてください。(山口大学の学籍番号を持っていない場合は、「氏名\_01申請書」としてください。)

#### 【各研究科担当係】

医学系研究科(医学専攻):医学部学務課医学科教務係 ([me232@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:me232@yamaguchi-u.ac.jp))

医学系研究科(保健学専攻):医学部学務課保健学科教務係 ([me238@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:me238@yamaguchi-u.ac.jp))

創成科学研究科(理学系):理学部学務係 ([hc135@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:hc135@yamaguchi-u.ac.jp))

創成科学研究科(工学系):工学部学務課教務係 ([en303@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:en303@yamaguchi-u.ac.jp))

創成科学研究科(農学系):農学部学務係 ([ag295@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ag295@yamaguchi-u.ac.jp))

東アジア研究科:経済学部大学院係 ([ec191@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ec191@yamaguchi-u.ac.jp))

共同獣医学研究科:共同獣医学部大学院係 ([ve106@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:ve106@yamaguchi-u.ac.jp))

## 8. 選考方法及び審査の観点

支援学生選考委員会において、第一次選考(書類審査)及び第二次選考(面接審査)を実施します。

第一次選考合格者に第二次選考の方法等を連絡します。なお、第一次選考の結果によっては、第二次選考を行わずに、第一次選考の結果をもって採択者を決定する場合があります。

審査の主な観点は、以下のとおりです。

### (1) 博士後期課程における研究計画

- ・応募者の研究背景、研究目的、研究内容などを分かりやすく説明できているか。
- ・研究テーマ設定に応募者の自主性、独立性がみられるかどうか。
- ・研究計画は妥当な内容かどうか。

### (2) 異分野融合研究に関する応募者のアイデア・考え方(02\_(別紙)を参照ください)

- ・異分野融合研究として提案した研究テーマが優れているか。
- ・異分野融合研究に対して応募者なりの考えを持っているか。
- ・異分野融合研究に対して応募者が貢献できそうな点を明確に認識(説明)しているか。
- ・異分野融合研究に対する熱意や参加の積極性が応募者にみられるか。

### (3) 自己分析

- ・自己分析に基づいて何をすべきかが明確に分かっているか。

### (4) 応募者の目指す将来像

- ・将来、我が国の研究・イノベーションの発展に寄与できそうか。
- ・将来、我が国の研究・イノベーションの発展に対する強い意欲があるか。
- ・自分のキャリアパス形成に関して強い意志があるか。

## 9. 本プロジェクトの今後のスケジュール(予定)

第1次選考(書類審査) 2025年9月上旬

第2次選考(面接審査) 2025年9月10日(水)～16日(火)

(日程確保をお願いします。詳細は後日連絡します。)

採択決定 2025年9月下旬(予定)

なお、生活費相当額について、留学生の場合は、来日後から支給対象になるので、ご注意ください。

## 10. 選抜学生の責務

選抜学生は、以下の責務を負います。責務を果たしていないことが判明した場合は、選抜学生の資格を取消すことがあります。

- (1) やまぐち未来創発塾による各種開講プログラムの受講及びシン・文殊グループの活動に参加すること。
- (2) 研究を行うにあたって、山口大学が定める諸規則を遵守すること。
- (3) 研究倫理教育eラーニング(eAPRIN)及び公的研究費の不正防止計画に基づく研修会を受講すること。
- (4) やまぐち未来創発塾開講プログラムの育成効果の検証のため、卒塾後10年程度の間、JST及び本学が実施するキャリア追跡調査に協力すること。このために、(03\_(別紙))にて説明のJGRADに必ず登録し、情報を更新すること。
- (5) インターンシップへの参加希望が現在無い場合でも、(03\_(別紙))にて説明の『ジョブ型研究インターンシップ推進協議会』のマッチングシステムに必ず登録すること。

## 11. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報は、本選考及びプログラム実施のために利用するほか、必要に応じ、JSTに提供することがあります。また、選抜学生の氏名は、本学のホームページにて公表します

## 12. 選抜学生の採用後、研究奨励費受給に伴い必要となる手続き

研究奨励費(月額19万円)は雑所得として課税対象となります。そのため、研究奨励費の受給に伴い、①税金 ②保険 ③年金 等の手続きが必要となります。各納付額は、前年(1月1日～12月31日)の所得額が関係し、本プログラムでは、1年目の受給総額よりも2年目以降の受給総額が高くなるため、1年目と2年目以降の納付額が異なることに留意してください。

### (1) 税金

#### (確定申告)

・研究奨励費は雑所得として課税対象となるため、学生自身が、確定申告を行い、「所得税」を納付する義務があります。

※「奨学金」ではないため、非課税所得ではありません。

※授業料などの研究に要した費用は、必要経費として控除可能な場合があります。

※確定申告を行うためには、収支状況の記録、領収書等の証拠書類の保存が必要となります。

・確定申告の詳細については、国税庁のホームページを参照してください。

#### (住民税)

・課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務があります。

・住民税は、地方自治体が税額を計算して納税者に通知する賦課制度のため、納税通知書に従い納税してください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>



#### (租税条約)

・留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がありますので、不明な場合は相談してください。

### (2) 保険

・被扶養者として、家族の健康保険等に参加している場合、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、学生自身

が、国民健康保険に加入する必要が生じます（年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなった場合）。

・扶養義務者（家族等）の職場などにおいて、扶養手当等の取扱いや手続きについて確認するよう、扶養義務者に伝えてください。（その際に、必ず研究奨励費は、税法上の雑所得である（非課税所得ではない）ことを伝えてください）

・国民健康保険への加入手続き・保険料については、市区町村によって異なるため、居住する市区役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認してください。

### （3）年金

・日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられています。

・学生は、前年の所得が一定以下\*の場合は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」がありますが、研究奨励費の受給により「学生納付特例制度」の対象外となった場合は、国民年金保険料の納付義務が発生します。

・具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認してください。

\*本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

税金・保険・年金にかかる手続き詳細については、専門窓口にご相談してください。

## 13. その他

（1）その他、キャリアパスデザイン推進室（キャリアセンター）のホームページに掲載予定のQ&Aも熟読しておくこと。（追加や変更もあるので、随時、注意しておいてください。）

（2）本募集は、山口大学博士課程の入試ではありません。本学博士課程に入学するには、別途研究科が実施する入学試験に合格する必要があります。